

宮崎県公報
別冊

平成30年度第3回

監査報告書

平成31年3月

宮崎県監査委員

44100-1165
平成31年3月28日

宮崎県知事 殿
宮崎県議会議長 殿
宮崎県教育委員会 殿
宮崎県公安委員会 殿
宮崎県人事委員会 殿
宮崎県労働委員会 殿

宮崎県監査委員 高橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆志
宮崎県監査委員 中野 一則
宮崎県監査委員 高橋 透

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年11月8日から平成31年3月6日までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき平成30年10月30日から平成31年1月29日までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第2項の規定に基づき平成30年6月29日から平成31年2月28日までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第1 県の機関を対象とした定期監査 -----	1
1 監査の概要	1
2 監査の結果	1
3 監査結果に対する意見	2
4 指摘事項等の内容	3
【別表】 監査実施機関	7
第2 県の機関を対象とした随時監査 -----	11
1 監査の概要	11
2 監査の結果	11
3 指摘事項等の内容	12
【別表】 監査実施機関	12
第3 行政監査 -----	13
1 監査の概要	13
2 監査の結果	15
3 意見	22

第1 県の機関を対象とした定期監査

1 監査の概要

県の185機関について、平成30年11月8日から平成31年3月6日までの間に、平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	3 2	6 5	9 7
教 育 委 員 会	8	6 4	7 2
公 安 委 員 会		1 3	1 3
監 査 事 務 局	1		1
人 事 委 員 会	1		1
労 働 委 員 会	1		1
合 計	4 3	1 4 2	1 8 5

監査を実施した機関名及び監査実施日は、別表（7～10頁）に記載のとおりである。

2 監査の結果

監査の結果、31機関の38件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項又は注意事項とした。

該当機関に対しては、監査の結果に基づき、速やかに是正又は改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	2	5		7
支 出 事 務	5	6		11
契 約 事 務	4	12		16
工 事 の 施 工				
財 産（物 品 を 除 く）の 管 理				
物 品 の 管 理		1		1
事 務（事 業）の 経 済 性、効 率 性 及 び 有 効 性				
そ の 他		3		3
合 計	11	27		38

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意したもの

要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

3 監査結果に対する意見

監査結果については、業務知識の不足や認識の誤り、進行管理の不徹底等に起因した事務処理の誤りや遅れが繰り返されていることから、事務事業の流れに沿った詳細な事務処理マニュアルを作成し、異動時には確実に後任者に引き継ぐことにより、継続的に適時適切な事務処理を行う必要がある。

また、経験の浅い職員に対しては、他の職員から適切に支援が行われるような配慮が必要である。

次に、業務の進行管理については、決裁時の確認だけでなく、業務ごとに処理の遅れや誤りがないか適宜確認する必要がある。この場合、財務会計システムの検索機能や進捗管理表を活用するなどして、進行管理を徹底する必要がある。

特に、年度当初の事務処理の遅れや誤りが散見されることから、早期に点検を行う必要がある。

そのほか、消えやすい筆記具を用いた公文書への記載が見受けられることから、文書管理を所管する所属においては指導を徹底する必要がある。

4 指摘事項等の内容

指摘又は注意を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

[総合政策部]

(1) 中山間・地域政策課

【指摘事項】

- 宮崎県市町村間連携支援交付金について、交付決定事務の大幅に遅れているものが散見された。

(2) 大阪事務所

【注意事項】

- 宮崎プロモーションイベント業務委託について、契約手続が遅れていた。

[総務部]

(3) 消防学校

【指摘事項】

- 児童手当について、支給の遅れているものが見受けられた。

[福祉保健部]

(4) 中央保健所

【注意事項】

- 公有財産使用料等について、納入期限を誤っているものが見受けられた。

(5) 身体障害者相談センター

【指摘事項】

- ホームページ維持管理業務委託について、契約手続が大幅に遅れていた。

(6) 県立こども療育センター

【注意事項】

- 準公金について、準公金等確認簿を作成していないものがあつた。

[環境森林部]

(7) 林業技術センター

【指摘事項】

- 戦略的プロジェクト研究推進事業等の受託料について、調定が行われていないものが見受けられた。

[農政水産部]

(8) 南那珂農林振興局

【注意事項】

- 県営ため池等整備事業（危険ため池）黒岩地区の土地賃貸借について、契約手続が遅れていた。

(9) 児湯農林振興局

【注意事項】

- 林業担い手総合対策基金事業（就労条件整備事業）補助金について、交付決定事務の遅れているものが散見された。また、園芸産地基盤強化緊急整備事業（新たに挑む！さといも日本一産地構築事業）補助金について、交付決定事務の遅れているものがあつた。

(10) 総合農業試験場

【指摘事項】

- 葉草・地域作物センターにおける自動扉保守点検業務委託等について、見積書の徴取事務の不適切なものが見受けられた。

【注意事項】

- 水稲奨励品種決定調査現地試験委託等について、契約手続の遅れているものが散見された。
- 宮崎県総合農業試験場清掃業務委託及び宮崎県総合農業試験場葉草・地域作物センター清掃業務委託について、契約保証金免除の理由の確認が不十分であつた。

(11) 県立農業大学校

【指摘事項】

- ホームページ保守管理等業務委託等について、契約手続の大幅に遅れているものが見受けられた。

【注意事項】

- 簡易牛舎リースについて、支出負担行為の遅れているものが見受けられた。
- 生産物（子牛）の管理・処分について、生産物台帳の整理が適切に行われていないものが散見された。

(12) 水産試験場

【指摘事項】

- 環境収容力推定手法開発事業等の受託料について、調定の行われていないものや調定事務の遅れているものが散見された。
- 潜水調査における補助者への費用支払いについて、所得税の源泉徴収を行っていなかった。

【注意事項】

- 内水面支場における五ヶ瀬川水系アユ資源動態調査委託について、契約手続が遅れていた。
- 自家用電気工作物保安管理業務委託について、契約に基づく提出書類がなかった。

(13) 畜産試験場

【注意事項】

- 川南支場におけるDNA育種によるみやざき地頭鶏肥育試験に係る農家の飼養管理指導・供試肉提供に関する業務委託について、契約手続が遅れていた。

[県土整備部]

(14) 砂防課

【注意事項】

- 市町村急傾斜地崩壊対策事業補助金について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。

(15) 延岡土木事務所

【注意事項】

- 公有財産使用料について、調定事務の遅れているものが見受けられた。

(16) 中部港湾事務所

【注意事項】

- 港湾・漁港の異常時パトロール及び応急維持管理業務（P o E M）委託の単価契約について、誤って支出負担行為を行っているものが見受けられた。

(17) 北部港湾事務所

【注意事項】

- 賃貸借及び保守業務に係る長期継続契約について、契約書に必要な条項が記載されていなかった。

[教育委員会]

(18) 南部教育事務所

【注意事項】

- 特別徴収した非常勤職員の個人住民税について、市町村への納入の遅れているものがあった。

(19) 県立美術館

【指摘事項】

- 備品購入について、請書が提出されているにもかかわらず支出負担行為が行われていなかった。

(20) 宮崎西高等学校

【指摘事項】

- 備品購入について、請書が提出されているにもかかわらず支出負担行為が行われていなかった。

(21) 日南高等学校

【指摘事項】

- 進路指導室渡り廊下撤去・新設工事について、工事請負契約書に基づく契約の保証が付されていなかった。

- (22) 都城商業高等学校
【注意事項】
○ 消防設備等保守点検業務委託について、契約手続が遅れていた。
- (23) 都城西高等学校
【注意事項】
○ 消防設備保守点検業務委託等について、契約手続の遅れているものが散見された。
- (24) 延岡高等学校
【注意事項】
○ 教職員住宅貸付料・駐車場貸付料について、納入期限を誤っているものがあった。
- (25) 延岡青朋高等学校
【注意事項】
○ 公有財産使用料について、納入期限を誤っているものが見受けられた。
- (26) 延岡工業高等学校
【注意事項】
○ 特別徴収した非常勤職員の個人住民税について、市町村への納入の遅れているものが見受けられた。
- (27) 延岡商業高等学校
【注意事項】
○ 消防設備保守点検業務委託等について、契約に基づく提出書類がなかった。
- (28) 日向工業高等学校
【注意事項】
○ プールブロック塀解体撤去・フェンス新設工事について、履行保証期間が適切でなかった。
- (29) 赤江まつばら支援学校
【注意事項】
○ 学校給食調理場の殺菌業務委託について、支出負担行為が遅れていた。
- (30) 日向ひまわり支援学校
【注意事項】
○ 給食調理場の殺菌業務委託等について、支出負担行為の遅れているものが見受けられた。

[公安委員会]

- (31) 高鍋警察署
【注意事項】
○ 公有財産使用料等について、調定の時期及び納入期限を誤っているものが見受けられた。

【別表】 監査実施機関（県の機関の定期監査）

部局等名	監査対象機関名	監査実施年月日	実施方法
総合政策部	秘書広報課	平成31年1月16日	実地監査
	統計調査課	平成31年3月6日	書面監査
	中山間・地域政策課	平成31年1月28日	実地監査
	人権同和対策課	平成31年2月6日	実地監査
	情報政策課	平成31年1月23日	実地監査
	国体準備課	平成30年12月25日	実地監査
	東京事務所	平成30年11月8日	実地監査
	大阪事務所	平成31年3月6日	書面監査
	福岡事務所	平成31年3月6日	書面監査
	消費生活センター	平成31年3月6日	書面監査
	消費生活センター都城支所	平成31年3月6日	書面監査
	消費生活センター延岡支所	平成31年3月6日	書面監査
総務部	人事課	平成31年1月22日	実地監査
	市町村課	平成31年1月9日	実地監査
	危機管理課	平成31年1月11日	実地監査
	消防保安課	平成31年1月11日	実地監査
	自治学院	平成31年1月22日	実地監査
	消防学校	平成31年3月6日	書面監査
	福祉保健部	指導監査・援護課	平成31年3月6日
国民健康保険課		平成31年3月6日	書面監査
衛生管理課		平成31年3月6日	書面監査
健康増進課		平成31年3月6日	書面監査
こども政策課		平成31年3月6日	書面監査
中央保健所		平成31年1月17日	実地監査
日南保健所		平成31年3月6日	書面監査
都城保健所		平成31年1月18日	実地監査
小林保健所		平成31年3月6日	書面監査
高鍋保健所		平成31年3月6日	書面監査
日向保健所		平成31年3月6日	書面監査
延岡保健所		平成31年3月6日	書面監査
高千穂保健所		平成31年1月15日	実地監査
衛生環境研究所		平成31年3月6日	書面監査
身体障害者相談センター		平成31年3月6日	書面監査
県立こども療育センター		平成30年12月19日	実地監査
精神保健福祉センター		平成31年3月6日	書面監査
都城食肉衛生検査所		平成31年3月6日	書面監査
高崎食肉衛生検査所		平成31年3月6日	書面監査
小林食肉衛生検査所		平成31年3月6日	書面監査
都農食肉衛生検査所		平成31年3月6日	書面監査
日向食肉衛生検査所		平成31年3月6日	書面監査
宮崎県動物愛護センター		平成31年3月6日	書面監査
県立みやざき学園		平成31年3月6日	書面監査
環境森林部		環境管理課	平成31年3月6日
	循環社会推進課	平成31年3月6日	書面監査
	自然環境課	平成31年3月6日	書面監査
	林業技術センター	平成31年3月6日	書面監査
	木材利用技術センター	平成31年3月6日	書面監査
商工観光労働部	雇用労働政策課	平成31年1月21日	実地監査
	企業立地課	平成31年1月31日	実地監査

【別表】 監査実施機関（県の機関の定期監査）

部局等名	監査対象機関名	監査実施年月日	実施方法
商工観光労働部	計量検定所	平成31年3月6日	書面監査
	工業技術センター	平成31年3月6日	書面監査
	食品開発センター	平成31年3月6日	書面監査
	県立産業技術専門校	平成31年3月6日	書面監査
	県立産業技術専門校高鍋校	平成31年3月6日	書面監査
農政水産部	農産園芸課	平成31年2月7日	実地監査
	農村計画課	平成31年3月6日	書面監査
	農村整備課	平成31年3月6日	書面監査
	漁村振興課	平成31年3月6日	書面監査
	中部農林振興局	平成31年1月17日	実地監査
	南那珂農林振興局	平成31年1月15日	実地監査
	北諸県農林振興局	平成31年3月6日	書面監査
	西諸県農林振興局	平成31年3月6日	書面監査
	児湯農林振興局	平成31年3月6日	書面監査
	東臼杵農林振興局	平成31年3月6日	書面監査
	総合農業試験場	平成31年3月6日	書面監査
	総合農業試験場畑作園芸支場	平成31年3月6日	書面監査
	総合農業試験場茶業支場	平成31年3月6日	書面監査
	総合農業試験場亜熱帯作物支場	平成31年3月6日	書面監査
	総合農業試験場薬草・地域作物センター	平成31年3月6日	書面監査
	県立農業大学校	平成30年12月25日	実地監査
	病虫害防除・肥料検査センター	平成31年3月6日	書面監査
	水産試験場	平成31年1月16日	実地監査
	水産試験場内水面支場	平成31年1月16日	実地監査
	県立高等水産研修所	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎家畜保健衛生所	平成31年3月6日	書面監査
	都城家畜保健衛生所	平成31年3月6日	書面監査
	延岡家畜保健衛生所	平成31年3月6日	書面監査
	畜産試験場	平成31年3月6日	書面監査
畜産試験場川南支場	平成31年3月6日	書面監査	
県土整備部	技術企画課	平成31年3月6日	書面監査
	道路建設課	平成31年1月28日	実地監査
	道路保全課	平成31年3月6日	書面監査
	河川課	平成31年2月5日	実地監査
	砂防課	平成31年3月6日	書面監査
	高速道対策局	平成31年3月6日	書面監査
	日南土木事務所	平成31年3月6日	書面監査
	串間土木事務所	平成31年2月7日	実地監査
	小林土木事務所	平成31年3月6日	書面監査
	高岡土木事務所	平成31年3月6日	書面監査
	西都土木事務所	平成31年2月5日	実地監査
	日向土木事務所	平成31年2月8日	実地監査
	延岡土木事務所	平成31年3月6日	書面監査
	建設技術センター	平成31年3月6日	書面監査
	中部港湾事務所	平成31年2月4日	実地監査
北部港湾事務所	平成31年3月6日	書面監査	
環境森林部・農政水産部・県土整備部共管	工事検査課	平成31年3月6日	書面監査

【別表】 監査実施機関（県の機関の定期監査）

部局等名	監査対象機関名	監査実施年月日	実施方法
会計管理局	物品管理調達課	平成31年3月6日	書面監査
教育委員会	高校教育課	平成31年3月6日	書面監査
	義務教育課	平成31年3月6日	書面監査
	特別支援教育課	平成31年3月6日	書面監査
	教職員課	平成31年1月15日	実地監査
	生涯学習課	平成31年3月6日	書面監査
	高校総体推進課	平成31年1月22日	実地監査
	文化財課	平成31年3月6日	書面監査
	人権同和教育課	平成31年3月6日	書面監査
	中部教育事務所	平成31年1月31日	実地監査
	南部教育事務所	平成31年2月4日	実地監査
	北部教育事務所	平成31年3月6日	書面監査
	スポーツ指導センター	平成31年3月6日	書面監査
	教育研修センター	平成31年3月6日	書面監査
	県立図書館	平成31年3月6日	書面監査
	県立美術館	平成31年3月6日	書面監査
	総合博物館	平成31年3月6日	書面監査
	県立西都原考古博物館	平成31年2月7日	実地監査
	埋蔵文化財センター	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎大宮高等学校	平成30年12月13日	実地監査
	宮崎東高等学校	平成30年12月18日	実地監査
	宮崎工業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎商業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎農業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎南高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎海洋高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎西高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎西高等学校附属中学校	平成31年2月7日	書面監査
	宮崎北高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	佐土原高等学校	平成30年12月26日	実地監査
	本庄高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	日南高等学校	平成30年12月18日	実地監査
	日南振徳高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	福島高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城泉ヶ丘高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城農業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城商業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城工業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城西高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	高城高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	小林高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	小林秀峰高等学校	平成31年3月6日	書面監査
飯野高等学校	平成31年3月6日	書面監査	
妻高等学校	平成30年12月26日	実地監査	
西都商業高等学校	平成31年3月6日	書面監査	
高鍋高等学校	平成31年3月6日	書面監査	
高鍋農業高等学校	平成31年3月6日	書面監査	
都農高等学校	平成31年3月6日	書面監査	

【別表】 監査実施機関（県の機関の定期監査）

部局等名	監査対象機関名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	延岡高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	延岡青朋高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	延岡工業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	延岡商業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	延岡星雲高等学校	平成31年1月16日	実地監査
	富島高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	日向工業高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	日向高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	門川高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	高千穂高等学校	平成31年3月6日	書面監査
	五ヶ瀬中等教育学校	平成31年3月6日	書面監査
	明星視覚支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城さくら聴覚支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	みやざき中央支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	赤江まつばら支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	みなみのかぜ支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	日南くろしお支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城きりしま支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	都城きりしま支援学校小林校	平成31年3月6日	書面監査
	日向ひまわり支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	児湯るびなす支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	清武せいりゅう支援学校	平成31年3月6日	書面監査
	延岡しろやま支援学校	平成31年3月6日	書面監査
延岡しろやま支援学校高千穂校	平成31年3月6日	書面監査	
公安委員会	宮崎北警察署	平成31年3月6日	書面監査
	宮崎南警察署	平成31年3月6日	書面監査
	日南警察署	平成31年3月6日	書面監査
	串間警察署	平成31年3月6日	書面監査
	都城警察署	平成31年3月6日	書面監査
	小林警察署	平成31年3月6日	書面監査
	えびの警察署	平成31年3月6日	書面監査
	高岡警察署	平成31年3月6日	書面監査
	西都警察署	平成31年3月6日	書面監査
	高鍋警察署	平成31年3月6日	書面監査
	日向警察署	平成31年3月6日	書面監査
	延岡警察署	平成31年1月31日	実地監査
	高千穂警察署	平成31年3月6日	書面監査
	監査事務局	監査事務局	平成31年3月6日
人事委員会	人事委員会事務局	平成31年3月6日	書面監査
労働委員会	労働委員会事務局	平成31年3月6日	書面監査

第2 県の機関を対象とした随時監査

1 監査の概要

(1) 監査の目的

不適正な事務処理の再発防止を図るとともに、適時・適切な事務処理を確保することを目的として、随時監査を実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、監査当日まで通知を行わない抜き打ちの方法等により、県の12機関について、平成30年度における財務に関する事務の執行や監査指摘事項の改善状況及びその他の事務の執行を対象として、随時監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	3	8	11
教育委員会		1	1
合 計	3	9	12

監査を実施した機関名及び監査実施日は、別表（12頁）に記載のとおりである。

(3) 監査の実施時期

平成30年10月30日から平成31年1月29日まで

2 監査の結果

監査の結果、2機関の2件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり注意事項とした。

該当機関に対しては、監査の結果に基づき、速やかに是正又は改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務		1		1
支 出 事 務		1		1
契 約 事 務				
財 産（物品を除く）の管理				
物 品 の 管 理				
事務(事業)の経済性、効率性及び有効性				
そ の 他				
合 計		2		2

3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

[商工観光労働部]

(1) 観光推進課

【注意事項】

- 「宮崎版DMO」推進事業補助金について、交付決定事務が遅れていた。事業者と十分な連携を取り、適切な執行を図るべきである。

[県土整備部]

(2) 北部港湾事務所

【注意事項】

- 港湾区域内の港湾施設使用料について、調定額の算定を誤り徴収不足となっているものがあった。

【別表】 監査実施機関（県の機関の随時監査）

部局等名	監査対象機関名	監査実施年月日
総務部	総務課	平成30年11月14日
	延岡県税・総務事務所	平成31年 1月29日
福祉保健部	健康増進課	平成30年11月 7日
	延岡保健所	平成30年11月 8日
商工観光労働部	観光推進課	平成30年10月30日
農政水産部	北諸県農林振興局（工事）	平成31年 1月18日
	東臼杵農林振興局	平成30年11月 9日
県土整備部	宮崎土木事務所	平成30年12月26日
	高岡土木事務所	平成30年11月14日
	都城土木事務所（工事）	平成31年 1月18日
	北部港湾事務所	平成30年11月28日
教育委員会	みなみのかぜ支援学校	平成30年11月 6日

第3 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

県が管理する施設内に事務局を置く任意団体について

(2) 監査の目的

県には、多岐にわたる行政需要に円滑かつ効率的に対応するため、県や市町村等の行政機関や民間団体・企業等と協力して設立された任意団体が多数存在し、県と密接な連携を図りながら様々な事務事業を執行している。

これらの団体の中には、県が管理する施設内に事務局が置かれ県の職員が役員や事務局職員を兼ねているもの、また、県から運営に係る経費として補助金等の交付を受けているものが多くあり、その運営に当たっては、県の施策と当該団体の設立目的を踏まえた業務執行上の明確な区分が必要である。

このため、これらの団体に対する県の指導・関与の状況、団体の運営状況などについて検証することにより、県と任意団体との協働及び当該団体の運営の一層の適正化・透明化に資するものとして実施した。

(3) 監査対象機関

県が管理する施設内に事務局を置く任意団体のうち、県職員が役員や事務局職員を兼ねており、平成29年度中に県費（補助金、委託料、負担金）を受け入れている団体を所管する所属を対象とした。

なお、法人格を有する団体は、各種法令等に基づき指導監督がなされているため、対象としなかった。

(4) 監査の着眼点

ア 県の指導・関与等の状況

- (7) 県としての業務と団体業務との区分は適切に行われているか。
- (4) 補助金等の支出の事務処理は適正に行われているか。
- (7) 行政財産の目的外使用許可の手続は適正に行われているか。
- (1) 団体に係る指導や監査が行われているか。
- (7) 団体の今後の必要性について検討されているか。

イ 任意団体の運営状況

- (7) 団体の収支決算状況はどのようになっているか。
- (4) 団体の活動内容は、設立目的に照らして適切か。
- (7) 諸規程は整備され、適正に運用されているか。
- (1) 内部統制は適正に機能しているか。
- (7) 会計手続は適正かつ経済的に行われているか。
- (7) 団体内部の監査は適正に行われているか。

(5) 監査の実施方法

ア 事前調査

全所属に対して書面による事前調査を実施した結果、本監査の対象となる40所属72団体を確認した。

イ 実地調査及び書面調査

事前調査で確認した所属の団体の中から、県費支出額が多い団体や収入に占める県費支出額の割合が高い団体等、県との関わりが深い団体などを選定し、実地調査を 14 所属、書面調査を 11 所属に対して実施した。

(7) 実地調査対象所属等

	部局名	所属名	団体名
1	総合政策部	総合交通課	宮崎空港振興協議会
2	総合政策部	人権同和対策課	宮崎県人権啓発推進協議会
3	総合政策部	情報政策課	宮崎市町村 IT 推進連絡協議会
4	総務部	消防保安課	宮崎市町村防災行政無線運営協議会
5	福祉保健部	健康増進課	宮崎県難病医療連絡協議会
6	福祉保健部	医療薬務課	宮崎県救急・災害医療行政連絡協議会
7	環境森林部	森林経営課	宮崎県林業研究グループ連絡協議会
8	商工観光労働部	企業立地課	宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進協議会
9	商工観光労働部	観光推進課	宮崎フィルム・コミッション
10	農政水産部	農業経営支援課	農の雇用・労力支援推進協議会
11	農政水産部	農産園芸課	宮崎県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会
12	県土整備部	港湾課	宮崎県ポートセールス協議会
13	教育庁	高校総体推進課	平成 31 年度全国高等学校総合体育大会宮崎県準備委員会
14	教育庁	県立美術館	夢の美術館展実行委員会

(イ) 書面調査対象所属等

	部局名	所属名	団体名
1	総合政策部	総合交通課	東九州新幹線鉄道建設促進期成会
2	福祉保健部	県立みやざき学園	平成 29 年度全国児童自立支援施設職員研修会実行委員会
3	環境森林部	循環社会推進課	宮崎県 4 R 推進協議会
4	農政水産部	農産園芸課	宮崎県産米改良協会
5	農政水産部	畜産振興課	「口蹄疫メモリアル みやざき食のひなた祭り」実行委員会
6	県土整備部	建築住宅課	宮崎県住生活協議会
7	教育庁	高校教育課	宮崎県高等学校文化連盟
8	教育庁	特別支援教育課	九州地区盲学校連盟
9	教育庁	生涯学習課	第 47 回九州ブロック社会教育研究大会宮崎大会実行委員会
10	教育庁	スポーツ振興課	宮崎県高等学校体育連盟
11	教育庁	赤江まつばら支援学校	九州地区特別支援学校病弱教育副校長・教頭会

ウ 委員監査

実地調査を実施した所属の中から、県費支出額が多い団体などを選定し、監査委員による監査を 4 所属に対して実施した。

	部局名	所属名	団体名
1	総合政策部	総合交通課	宮崎空港振興協議会
2	福祉保健部	健康増進課	宮崎県難病医療連絡協議会
3	商工観光労働部	企業立地課	宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進協議会
4	商工観光労働部	観光推進課	宮崎フィルム・コミッション

(6) 監査の実施時期

平成 30 年 6 月 29 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

2 監査の結果

(1) 任意団体の概要について

ア 団体の数について

県が管理する施設内に事務局を置く団体のうち、県職員が役員や事務局職員を兼ねており、平成 29 年度中に県費を受け入れているものは、40 所属に 72 団体あった。

表 1 - 1 部局別の団体数

部局名	所属数	団体数	割合
総合政策部	6	11	15.3%
総務部	1	1	1.4%
福祉保健部	4	5	6.9%
環境森林部	2	2	2.8%
商工観光労働部	3	10	13.9%
農政水産部	7	15	20.8%
県土整備部	4	8	11.1%
病院局	1	1	1.4%
教育庁	12	19	26.4%
計	40	72	-

1 平成 29 年度中に解散した団体を含む。

2 本庁に本部、出先機関に支部がある団体は、1 団体として取り扱った。

イ 団体の設立年次について

設立年次については、「2011 年以降」が最も多く 24 団体（33.3%）、次に「2001 年から 2010 年」が 11 団体（15.3%）、「1981 年から 1990 年」が 10 団体（13.9%）であった。

なお、2011 年以降に設立された 24 団体のうち、12 団体は全国大会などの開催準備のために時限的に設立されており、当該 12 団体のうち 7 団体は平成 30 年 3 月 31 日時点で解散済みであった。

表 1 - 2 団体の設立年次

設立年次	団体数	割合	設立年次	団体数	割合
1950 年まで	3	4.2%	1991 年から 2000 年	9	12.5%
1951 年から 1960 年	3	4.2%	2001 年から 2010 年	11	15.3%
1961 年から 1970 年	4	5.6%	2011 年以降	24	33.3%
1971 年から 1980 年	7	9.7%	不明	1	1.4%
1981 年から 1990 年	10	13.9%	計	72	-

(2) 県の指導・関与等の状況について

ア 県の業務と団体業務との区分について

(7) 団体業務への関与状況について

県職員が団体の業務に従事するに当たっての服務上の取扱いについては、72 団体

全てが「職務命令」であった。

また、職務命令の態様については、事務分掌で位置付けている団体、口頭で命令している団体があった。

なお、団体の役員や事務局職員を兼ねていない県職員が、団体の決裁過程に関わっている例が多くあった。

(イ) 県職員の役員及び事務局職員の兼任状況について

県職員の会長や理事、監事などの役員、及び事務局職員の兼任状況は、表 2 - 1 及び 2 - 2 のとおりであった。

表 2 - 1 県職員の役員兼任状況

部局名	団体数	役員数(延べ)		県職員人数別団体数					
			うち県職員(延べ)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総合政策部	11	137	28	2	4	3	0	1	1
総務部	1	20	3	0	0	0	1	0	0
福祉保健部	5	31	11	1	2	0	0	1	1
環境森林部	2	36	1	1	1	0	0	0	0
商工観光労働部	10	47	13	0	9	0	0	1	0
農政水産部	15	112	17	6	3	5	0	1	0
県土整備部	8	43	5	4	3	1	0	0	0
病院局	1	8	0	1	0	0	0	0	0
教育庁	19	420	213	3	4	3	1	1	7
計	72	854	291	18	26	12	2	5	9

表 2 - 2 県職員の事務局職員兼任状況

部局名	団体数	事務局職員数(延べ)		県職員人数別団体数					
			うち県職員(延べ)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総合政策部	11	70	70	0	0	1	1	0	9
総務部	1	7	5	0	0	0	0	0	1
福祉保健部	5	25	25	0	0	1	1	0	3
環境森林部	2	6	5	0	1	0	0	1	0
商工観光労働部	10	169	93	0	1	0	0	0	9
農政水産部	15	54	43	0	5	2	1	0	7
県土整備部	8	47	47	0	0	0	0	2	6
病院局	1	6	6	0	0	0	0	0	1
教育庁	19	110	93	2	2	2	2	2	9
計	72	494	387	2	9	6	5	5	45

(ウ) 県職員 1 人当たりの年間団体業務従事時間数について

県職員 1 人当たりの年間団体業務従事時間数は、表 2 - 3 のとおりであった。

役員については、「1 時間以上 50 時間未満」が 72 団体中 46 団体(63.9%)と最も多く、「1 時間未満」が 20 団体(27.8%)、「100 時間以上 500 時間未満」が 1 団体(1.4%)であった。

事務局職員については、「1 時間以上 50 時間未満」が 72 団体中 39 団体(54.2%)と最も多く、次いで「100 時間以上 500 時間未満」が 15 団体(20.8%)、「50 時間以上 100 時間未満」が 7 団体(9.7%)であった。

また、勤務時間のほとんどを団体業務が占めている団体もあった。

表2-3 県職員の団体における1人当たり年間従事時間数

区 分	役 員		事務局職員	
	団体数	割 合	団体数	割 合
1 時間未満	20	27.8%	3	4.2%
1 時間以上 50 時間未満	46	63.9%	39	54.2%
50 時間以上 100 時間未満	0	-	7	9.7%
100 時間以上 500 時間未満	1	1.4%	15	20.8%
500 時間以上 1,000 時間未満	0	-	3	4.2%
1,000 時間以上	0	-	3	4.2%
未回答・算定不能	5 (1)	6.9%	2 (2)	2.8%
計	72	-	72	-
総従事時間	923.9 時間	-	71,957.4 時間	-
職員数計	291 人	-	387 人	-
1 人当たり平均時間	3.17 時間	-	185.9 時間	-

1 役員数が多いため把握が困難であるもの等

2 勤務時間の半分以上等

イ 補助金等の支出の事務処理について

団体から県への補助金の申請書等を審査し支出する際の県の担当者と、当該申請等や会計事務などを行う団体事務局の担当者が、同一の者である例が多くあった。

ウ 行政財産の目的外使用許可について

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」(昭和61年4月1日総務部財産総合管理課)によると、県職員が兼務することにより構成されている団体の使用部分については、使用許可の手続を省略できるが、行政財産使用許可台帳の作成保管を省略することはできないとされている。

しかし、この台帳の作成保管が行われていない例が多くあった。

また、専任職員を雇用している団体については、使用許可を得る必要があるが、手続を行っていない例があった。

エ 団体に係る指導や監査について

団体の指導や監査について規定した基準等はなく、「宮崎県準公金等取扱規程」(平成22年訓令第12号)に基づき、所属長が団体の事務局職員を兼ねる職員を指導していた。

オ 団体の今後の必要性の検討について

団体の今後については、「継続予定」が最も多く59団体(81.9%)であったが、この中には、団体を取り巻く状況の変化を踏まえ、その構成や負担金、職員の事務負担などについて、見直しを進めている所属もあった。

また、「見直し中」は1団体(1.4%)であり、当該団体は国の制度変更への対応及び事務の公平性や透明性を一層向上させるため、平成30年度末をもって団体を解散した上で、新たな団体を設立し、外部に事務局を設置することを検討していた。

なお、団体のあり方について検討する上で必要と考えられる庁内の他の団体の運営方法等や他の自治体の状況について、十分に把握していない所属が多くあった。

表 2 - 4 団体の見直し状況

見直し状況	団体数	割合
継続予定	59	81.9%
解散済み	7	9.7%
目的達成後解散予定	5	6.9%
見直し中	1	1.4%
計	72	-

(3) 任意団体の運営状況について

平成 29 年度における団体の運営状況は、以下のとおりであった。

ア 団体の収支決算状況等について

(7) 収支決算状況について

収支決算状況は、表 3 - 1 のとおりであった。

表 3 - 1 団体の収支決算状況

部局名	団体数	収支決算状況(千円)			
		収入決算額		支出決算額	繰越金額
			うち県費受入額		
総合政策部	11	444,559	315,322	429,755	14,804
総務部	1	35,951	17,105	13,467	22,484
福祉保健部	5	31,863	13,662	27,492	4,372
環境森林部	2	8,784	6,659	8,142	642
商工観光労働部	10	39,073	17,814	28,099	10,974
農政水産部	15	75,399	32,892	67,993	7,407
県土整備部	8	22,855	5,959	16,291	6,564
病院局	1	867	153	820	47
教育庁	19	242,916	70,557	206,979	31,644
計	72	902,267	480,122	799,038	98,936

分配金としての配分及び四捨五入の関係で、繰越金額及び計は一致しない。

(4) 県費受入額の状況について

県費の歳出科目で最も多かったのは、「負担金」の 46 団体(計 243,531 千円)次いで「補助金」が 27 団体(計 186,842 千円)、「委託料」が 8 団体(計 49,749 千円)であった。

なお、課税売上高が 1,000 万円を超えており消費税及び地方消費税の納税義務が生じる団体については、申告及び納税が正しく行われていることを確認した。

表 3 - 2 県費受入額の状況

区分	補助金		負担金		委託料	
	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)	団体数	金額(千円)
50万円未満	9	1,958	21	2,975	-	-
50万円以上100万円未満	4	2,923	7	4,446	2	1,666
100万円以上300万円未満	5	9,024	8	12,647	2	4,942
300万円以上500万円未満	3	10,955	5	17,992	1	3,591
500万円以上1,000万円未満	4	25,762	4	26,957	2	15,185
1,000万円以上	2	136,220	1	178,514	1	24,365
計	27	186,842	46	243,531	8	49,749
平均	-	6,920.0	-	5,924.2	-	6,128.7

1 四捨五入の関係で、計は一致しない。

2 複数の歳出科目の県費受入がある団体があるため、団体数の計は一致しない。

(ウ) 団体の収入に占める県費の割合について

収入に占める県費の割合については、「25%未満」が最も多く27団体(37.5%)、次いで「25%以上50%未満」と「75%以上」でそれぞれ17団体(23.6%)、「50%以上75%未満」が11団体(15.3%)であった。

表3-3 団体の収入に占める県費の割合

区 分	団体数	構成比
25%未満	27	37.5%
25%以上50%未満	17	23.6%
50%以上75%未満	11	15.3%
75%以上	17	23.6%
計	72	-

(イ) 繰越金の状況について

繰越金を収入決算額の割合別に整理すると、最も多かったのは「25%未満」の36団体(50.0%)、次いで「繰越金なし」及び「25%以上50%未満」のそれぞれ14団体(19.4%)であった。

表3-4 収入額に対する繰越率別団体の状況

区 分	団体数	構成比
繰越金なし	14	19.4%
25%未満	36	50.0%
25%以上50%未満	14	19.4%
50%以上75%未満	7	9.7%
75%以上	1	1.4%
計	72	-

また、繰越金の額が比較的多い団体の中には、設備の大規模な修繕や、災害時の復旧に備えることなどを目的として積み立てているものがあった。

なお、過去3か年間について、同じ繰越理由が継続している団体があった。

(ウ) その他

繰越金や構成員の減少により収入の確保に苦慮している団体がある一方、県費や関係機関からの負担金等以外の収入の確保について、県以外からの補助金や関係団体からの出資金のほか、機関誌等の販売・広告収入、団体の構成員が着用するTシャツ等の販売など、独自の収入源を確保している団体や、独自に経費節減の取り組みを行っている団体があった。

イ 団体の活動内容について

各団体においては、県や市町村等の行政機関や民間団体・企業等が一体となって、県との協力関係のもとに、それぞれの設立目的に沿った活動を行っていたが、中には、団体の設立当初には想定していなかった状況への対応をせざるを得ない団体があった。

ウ 諸規程の整備や運用の状況について

(7) 諸規程の整備について

a 会則・規約等の整備について

会則・規約等は、72団体全てで制定されていた。

会則・規約等だけではなく各種規程について、適切に整備し、運用している団体がある一方で、迅速な意思決定が必要となる場合等に備えた書面決議や専

決規定が整備されていない団体や、役員や監事に報酬を支払う場合の関係規定が整備されていない団体などがあった。

b 財務会計に係る規程の整備について

財務会計に係る規程の有無について、「あり」は 66 団体（91.7%）、「なし」は 6 団体（8.3%）であった。

規程が制定されている団体の中には、専決規定がなかったり十分ではないまま、会長の専決により予算の流用を行っている団体があった。

また、規程が制定されていない団体の多くは、持ち回りで事務局を設置している団体や、全国大会やイベントなどの実施に際し時限的に設立された団体であり、この中には、個別の規程を制定しないまま、「宮崎県準公金等取扱規程」に準じた取扱いを行っている団体があった。

表 3 - 5 財務会計に係る規程の有無

区 分	団体数	割合
あり	66	91.7%
なし	6	8.3%
計	72	-

(i) 諸規程の運用について

a 会則・規約等の運用について

会長の職務代理の規定はあるものの予め指名がされていない団体や、事業計画や予算を議決する総会等の実施時期が遅い団体があった。

b 財務会計に係る規程の運用について

複式簿記による会計処理が規定されているにもかかわらず単式簿記による運用を行っている団体や、契約事務について、見積合わせを行うなどの経済的な執行に十分な配慮がなされていない団体があった。

また、旅費については、県の取扱いに準じている団体が多くあったが、審査等の体制や事務量については団体によって様々であった。

中には、旅費の支給基準や支給対象者が明確ではない団体もあった。

なお、団体における財務会計処理に関しては、県が業務を直接執行する場合とは異なり、出納事務や物品の調達事務、旅費事務を団体内で行うことによる事務局職員の過大な負担、県が締結する単価契約のメリットが得られない、振込手数料が生じる等の状況にあった。

エ 内部統制の状況や団体内部の監査について

監査については、72 団体全てが監事による監査を実施していた。

ただし、監査の内容については、決算書の監査にとどまる団体、事業の内容などについても監査が実施されている団体など様々であった。

また、現金の取扱いについては、「宮崎県準公金等取扱規程」に準じて、準公金としての管理及び取扱いが行われていた。

オ その他

総会や理事会の議事録や、団体が主催するイベントの開催や中止などの重要な事

項の意思決定に係る記録が整備されていない団体が多くあった。

また、会計書類等に、鉛筆やいわゆる「消えるボールペン」が使用されている団体が多くあった。

3 意見

(1) 任意団体に対する県の指導・関与等について

ア 内部統制の確立について

県への補助金等の申請や会計事務などを行う団体事務局の担当者と、団体へ補助金等を交付する際の県の担当者が同一の者であることは、団体の運営や財務事務に関する指導監督の面から、また、不祥事の未然防止を図る上でも必ずしも好ましい状況であるとは言えない。

このため、県と団体の業務を明確に区分し、チェック体制を整備する等、適切な内部統制を確立する必要がある。

イ 行政財産の目的外使用について

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に基づく行政財産使用許可台帳が整備されていない例が散見されたので、団体を所管する所属においては、庁舎管理を所管する所属へ連絡の上、適切に整備しておく必要がある。

また、専任職員を雇用している団体については、加えて使用許可を得る必要があるので、適切に処理しておく必要がある。

ウ 任意団体のあり方について

より効率的かつ行政需要に沿った団体運営に努めるため、団体を取り巻く状況も注視しながら、最新の情報を得て、団体の運営形態や、必要に応じて団体のあり方を見直す必要がある。

団体の運営形態や事務執行などの見直しに当たっては、同様の行政需要について全国の自治体でどのように対応しているか、また、同種の団体がどのように運営されているかを把握するとともに、庁内の参考となる他の団体についての情報を収集し検討する必要がある。

さらに、団体の構成員に対し、人的、物的、財政的な負担を求められないかについても、構成員のそれぞれの規模や利益に応じて検討する必要がある。

(2) 任意団体の運営について

ア 団体の活動内容等について

団体の業務の執行に際しては、常にコンプライアンス意識を持ちつつ、柔軟性や機動性を確保しながら、より効率的かつ効果的な方策を検討しながら臨む必要がある。

イ 団体の財務事務等について

常にコスト意識を持って、団体の財務事務を執行する必要がある。

また、多数の職員を抱える団体や、大規模イベントの開催準備を行う団体においては、旅費の計算や審査について、業務量が多いため、より効率的かつ適切な執行が図られるよう、検討する必要がある。

なお、監事による監査については、財務事務の適否にとどまらず、事業の有効性や効率性についても実施することが重要である。

ウ 各種規程の整備及び運用について

団体の運営や予算の執行においては、透明性を確保する観点から適切に規程を整備の上運用する必要がある。

特に、事業内容や予算の執行などに大きな変更が生じその対応に緊急を要する場合や、役員の招集が極めて困難な場合等を想定し、必要に応じて予算の流用や専決、書面決議等に関する規定を整備しておく必要がある。

エ 書類や記録の整備について

団体の文書については、「宮崎県情報公開条例」(平成 11 年条例第 36 号)に規定する「公文書」に該当する可能性もあるので、誤廃棄などの事態を防ぐため、県の規定に準じて、適切に管理する必要がある。

また、団体の意思決定に係る事項については、適切に経過や結果についての記録を整備しておく必要がある。

(3) おわりに

今回の監査は、「県が管理する施設内に事務局を置く任意団体について」をテーマとし、県職員の団体業務への従事や県費負担などの任意団体に対する県の指導や関与、収支決算状況や各種規程の整備・運用状況などの任意団体の運営について実施したものである。

県の管理する庁舎内に事務局を置き県職員が事務局職員を兼ねている理由としては、行政需要と団体の目的や意義が密接に関連していること、また、他の場所に事務局を設置するより、効率的に業務を実施できるメリットなどが挙げられる。

一方、県と団体とが一体のものとして見られたり、責任の所在が明確ではなくなってしまう可能性や、職務や経費などの面で、両者が適切に区分されなくなってしまうおそれがある。

本県においては、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間、「みやざき行財政改革プラン(第二期)」に基づく全庁的な行財政改革に取り組んできたが、依然として厳しい財政状況にある。

限られた人員・財源で、変化していく社会情勢の中、多様化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、団体の事業が行政需要に沿ったものであるかを常に検証し、必要に応じて団体の構成員に相応な事務や運営経費の負担を求めたり、県費負担額について適宜見直すなど、団体への最小限の関わりで最大限の効果が得られるよう、取り組む必要がある。

その上で、団体に対する適切な関与や指導監督に努めることにより、団体運営の透明性を一層高めるとともに、県民に対する説明責任を果たしていく必要がある。

最後に、今回の監査の対象とはならなかった団体についても、団体の今後のあり方や、県と団体の人員や経費、業務の分担について再点検がなされ、各団体の適正かつ効率的な運営が図られる一助となることが望まれる。